

議 事 録

件 名	第 6 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成 2 3 年 1 1 月 7 日（火）午後 6 時 3 0 分から
場 所	登別市民会館 2 階 中ホール
会議内容 （質問等）	<p>会長挨拶</p> <p>会 長： まず初めに、本日の予定ですが、グループ討議も一段落し、各グループ内の意思疎通は十分に図られてきているようなので、今日は各グループの意見を発表していただき、それに対する意見交換を行い、全体の意思疎通を深めていきたいと思えます。また、前回の会議で話題となった条例に関する詳細な説明を事務局の方からお願いしたいと思っております。それでは、本日も午後 8 時 3 0 分を目途に会議を進めて行きたいと思えますので、皆様よろしくお願ひいたします。</p> <p>各グループの意見発表及び質疑</p> <p>会 長： まずは、第 1 グループからお話願ひします。</p> <p>A 委 員： まず、我々は条例を作る前段として、そもそもこの条例は何のために作るのかという議論をしてきました。まず各委員から出てきた代表的な意見を申し上げます。「条例ができて何か劇的にかわるのか」・「条例が出来たからといって登別の景観ががらっと良くなるのか」といったところでございます。なぜこのような意見が出てきたかということ、登別市には様々な条例や計画などがありますが、中には実効性がないものも見受けられるので、そういうことのない様にしたいという思いからであります。皆さんご存知の様に、登別市には総合計画・アクションプラン・環境基本条例といった様々なものがあり、これらがすべて機能していれば、登別市はすばらしい町になるのですが、実情はそうならないのでありまして、それには様々な原因があると思われます。その原因の一つとして、市民の自覚と責任が欠けている部分があるのではないかとということ、市民としてもっとできる部分があるのではないかとと思えます。そうは言っても市民に全ての責任を押し付けるわけにも行かないので、市の方にも同様に責任があるのではないかとと思えます。それでなぜそうになってしまうのかということなのですが、条例を作ることが目的化してしまい、条例やプランを作り終えたところで一安心してしまうところに問題があると思われます。今回の条例ではその様なことにならないためにも、条例が出来た後のスケジュールも含めて作って行かないと、実効性のあるものにならないと思われます。そのためには、ある程度市民に決裁権を持たせなければならないと考えられます。それから、今回の素案には、「審議会」と「推進協議会」を設置することになっていて、これらは市長に対して発言できる組織なので、市長は提言を受けたら、実施するという組織として行きたいと思えます。この「審議会」と「推進協議会」</p>

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>が今回の素案の中核になるものでありますので、これらが機能しないと、条例が具現化されないわけですが、この2つの組織も決裁権がなく、市長に対して提言をするだけであります。そういうことから、先程のある程度市民に決裁権を持たせるといふことと併せて、条例の中に盛り込んでいかないと、より良い仕組みとは成り得ないのではないかと思います。そうは言っても、仕組みは作っても市民が動かなければ意味がありませんので、表彰制度の創設があってもいいのではないかと思います。ここからは、会議の中では出なかったもので、私個人として感じたことをお話ししたいと思います。市民の決定が政策に反映されることと市民が積極的に汗をかくという意識を持つという、この2つがないと、これまでと同じ様に条例を作って終わりという事態を招くことになるのではないかということをお慮しております。それから、今回我々がいただいた資料の中で、様々な自治体の景観条例がありますが、どれも非常に似通っており、ある程度決まった雛形に多少手を加えたものであるような気がします。今回我々が目指す条例には、登別らしさを取り入れたいと思っておりますので、ここからはどうすれば登別らしさを出していけるのかという点について、グループ内で出た意見を紹介させていただきたいと思っております。まず1つは子供達への思いということで、何件か意見が出ました。2つめはアイヌに関わる意見がありました。まず子供達への思いについてですが、景観やみどりは子供達を育てるものであり、大人になって登別を離れることになっても、原風景として心の中に残り、故郷とのつながりに欠かせないものとなることから、全く変えないというのは町が発展していないことであり、無理なことですが、残すべきものをいかにして守るのかを考えて行くのは、今現在登別に住んでいる我々市民の責務であり、それを条例の中で表現していくことが登別らしさに繋がっていくものと考えます。それからアイヌに関わることですが、フンベ山やキウシト湿原などアイヌの歴史とも関係しているものであり、大変重要なものであります。それから倭人が開拓に入ったことにより出来た景観も同様に保全していく必要がある部分もあります。話しは多少変わりますが、みどりを考えていく上で、生物多様性の視点から考えて行く必要があるのではないかと意見もあります。言い方を変えますと、みどりというものを緑色の植物だけでなく、自然の中で生活しているすべての生物を含めた環境をみどりとして捉えてはどうだろうかという考え方です。これについては、今回条例制定に向けて様々な議論を重ねてきましたが、そもそもみどりは何かという議論をしておりませんので、みどりの定義というものを決めておけば共通認識として生物多様性の視点を持つみどりの概念が出来たのではないかと思いますし、条例制定に向けた前段の議論として必要なことではなかったかと考えております。あと、条例の性格付けについてですが、規制か精神かということについていくつか意見がありました。条例は精神の部分を盛り込んで市民が行動しやすいものとするかや強制ではなく市民の行動を促すものとしたかというのが1つの意見としてありました。また、今ある景観を開発等から守るためのルール作りが必要ではないか、あるいは景観を保全する区域の設定が必要ではないかといった、ある程度の規制もやむを得ないという意見もありました。規制すべきものは規制し、精神に留めておくものとの違いを条文によって使い分けして行けばいいのではないかと思います。規制か精神かについては、これから全体会議で皆さんに議論していただき、考えていけばいいことではないかと思いますので、皆さんよろしく</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>お願いいたします。それからみどりの方で、在来種と外来種という問題が提起されました。これに関する意見ですが、まず登別本来の植物を大切にするような景観作りを行いたい、また個人がガーデニングで楽しんでいる園芸種の種の拡散を抑制すべきといった様な意見がありました。この在来種の問題は非常に難しいもので、完全に保全するのは実質的に無理があるので、保全すべき区域とそうでない区域に分けるのが現実的であると思います。園芸種についても、区域を決めて規制して行くことは充分可能なことだとの意見もありました。外来種については、人によって様々な考え方がありますので、互いに折り合いをつけて行くことが一番重要なことでもあります。景観については、生活者の視点で考えるのは当然ですが、登別には観光地としての側面もありますから観光資源としての景観についても考えて行く必要があるのではないかと思います。これまでは、グループ内で出た様々な意見を紹介してきたのですが、その中で私が感動した意見が2つあり、これが出来たら私の考えとしては非常に素晴らしいということです。まず1つめは、登別駅前の建物を登別駅の様なレトロなデザインに統一出来たらいいということと、もう1つは水源のみどりを外国人には売らないということでもあります。以上で発表を終わらせていただきます。</p> <p>会 長： まず、第1グループの発表は終わりました。グループの中での意思疎通は図られていると思いますけれど、他のグループの皆さんでこの発表を聞いて、何か質問等あればお願いいたします。</p> <p>B 委員： スクリーンに記載されていた某ホテル前のバイクモとはなんですか。</p> <p>D 委員： 水中花というのはご存知でしょうか。水の中から咲く花で、梅に似ているものです。6月から7月前半にかけてきれいな水の上に浮いてきて、梅のような白い花を咲かせるものです。それが某ホテル前の小さな水辺と中登別のカムイワッカと呼ばれるきれいな湧き水が出るところにあります。それで私は大変希少価値がありとても美しいものと感じていたのですが、前回までのグループ討議で発表したのですが、私は植物のことはあまり詳しくないので、後日植物の専門家のC委員にお尋ねしたら、登別本来のものではなく、どこか別の地域から持ち込まれたそうなので、その意見は撤回したいと思います。</p> <p>会 長： 今の某ホテルの件についてですけど、初めから自然にあったものでなく、後から整備したものであることから、先程A委員から説明のあった在来種と外来種や環境を保全する区域か否かに関わることだと思います。これから条例制定に向けてA委員等のプロの方々にお話しを伺いながら、市民の中に景観や緑化の意識づけをするためにはどのような条文としていくのがいいのかこれから検討をしていきたいと思っています。それではこれから、第2及び第3グループ合同の話し合いの中で出てきた意見について述べて行きたいと思っています。この意見が出ることによって、第1グループの意見と比較検討やすり合わせといった作業が出来て、条例制定に向けてより前に進んで行けるのではないかと思います。それでは意見発表の方に移らせていただきます。前回第3グループの出席者が極端に少なかったため、第2・第3グループは合同という形で行ったのですが、その話し合いの中では、まず最初に各委員の皆さんにこの条例にかける</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>思いや考え方といったものを小さな紙に書いていただき、似通ったもの同士を分類したのがお手元にある資料です。それでは、この資料について上の方から説明して行きたいと思えます。まず条例の種類についてですが、できるだけ強制を避け市民の自主的行動を促すこと及び一部の人が分かるのではなく誰でも理解可能なものとしていくことが重要であるということです。次に、条例の中身・区分についてですが、自然をどの様を守り又は整備や維持管理をしていくのかということですが、これについては第1グループのプロの方に意見を伺いながら、具体的に条文を詰めていきたいということでもあります。それから、温泉地区・鷲別岳・カムイヌプリ・来馬岳・オロフレ・登別川といった具体的地名を出して、それぞれの地域について自然環境の整備や維持管理を条文に盛り込んだ方がより良い条例となるのではないかとということです。次に、公園整備という項目がありますが、主として鷲別地区のことが話題となり、まず鷲別地区には公園自体が少ないということと鷲別漁港の整備があと数年で完了するので、その終了後に何らかの形で公園整備を行ってほしいということでもあります。あと富浦地区への親水公園の整備と海岸線に、はまなすが群生しているのでそれを生かした自然と親しむ場所の整備も行ってはどうだろうかということです。次に資料の中心部に記載されている住民意識のことですが、登別市には11の地区連合町内会があるのでそれぞれにモデル地区を作ることによって住民意識を高めより積極的に参加を促すこと、またこれは第1グループと重複することですが、若い人々に対する意識改革の推進と参加を促す体制作り、整備が重要との意見もありました。あとこれが一過性のものにならないよう、景観・緑化の維持管理に対する意識を高めるような啓蒙活動についても、条文の中に盛り込むことも必要であるとの指摘もありました。それから資料の右上に記載されている運用についてですが、条例制定後の実際の運用についてよくよく考えながら条例制定の作業を進めて行くことが重要で、決して市民憲章のような唱和だけで終わるようなものではないということと、登別の将来を担う子供達にも理解してもらうよう教育の場で伝える方策についても考えることが必要であろうということでもあります。次に、下の方に記載している緑化の推進についてですが、まず植える花の種類を考えるという意見がありますが、これは先程第1グループの発表であった在来種と外来種の問題に関わることでありまして、例えば外来種であってもそこに住んでいる人々にとっては大変貴重な自然と感じている場合もありますので、単に外来種であるということだけで駆除してしまうというのではなく、その地域の人々と第1グループの皆様のようなプロの方々との話し合いで様々な検討をして行き、より良い方向に物事が進むような仕組み作りが必要とのことでもあります。あと、温泉に向かう道路の桜並木を昔のような花のトンネルにしたいということと国道沿いの環境整備の推進といった意見がありました。最後に特徴的事項についてですが、これが第1グループのいう登別らしさというものになると思うのですが、まず観光地であるので観光客の視点での景観作りが大切であるということと住民のための景観と観光客のための景観とを分けて考えるべきとの2つの意見がありました。基本的にはまず住民のための景観であります。やはり登別は観光地であり考えようによっては世界中から訪れる人々にとっては、北海道の窓口或いは日本の窓口とも成り得る地域でもあるので、そういう観光地としての景観作りを盛り込んだ条文もあるべきではないかと思えます。この資</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>料に書かれている内容はすべてが独立しているようになっておりますが、実はすべてが密接に関わっているものだと私は思っております。例えば、公園整備の進捗状況が住民意識の高まりに繋がっていったりというような相乗効果を生み出すこともあり得るかと考えております。この資料の中で特筆すべきものをこれから論議を深めて行くことによって、はっきりさせることにより、この条例で重視すべきことが見えてくるように思えます。以上で発表を終わりたいと思います。引き続きまして、第1グループと第2・第3グループの発表内容を比較対象しながら議論を進めて行きたいと思っております。一方の資料が文章でまとめられたもので、もう一方が簡単な図を用いた資料ですので比較対象を行うのも困難なのかもしれませんが、これが条例制定に向けての突破口となり得るものであると思っておりますから、何かご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>A 委員： 先程の説明で、若い人の意識改革という文言がありました。この若い人とはどのような方々のことを言っているのでしょうか。</p> <p>会 長： ここで言っている若い人とは、20代から30代の人々で町内会活動へあまり参加していない人達を想定しています。例えば、私も道路沿いの花植えを手伝っておりますが、参加しているのは年配の方が多く、若い人を見かけることはあまりありません。今後はこういった若い人達の参加を促すためにも、子供の時から景観・緑化に関する意識を植え付け、その子供達が大人になった時に環境整備の活動への積極的参加へ結び付けたいと考えております。それで、E委員やF委員にご自身のご経験から何かご意見をいただければと思っていたところですが、何かないでしょうか。</p> <p>F 委員： 私が現職の時には、自分の学校を中心にゴミ拾いを行ってまいりました。低学年は学校周辺を、高学年には校区内の遠い場所で行ってまいりました。それから花壇については、校内に花壇を設けお世話を担当する児童を決めて学校全体で取り組んでまいりました。緑化に関しては、桜の木を1年生に植えてもらうという活動に取り組んでまいりました。それから、先程A委員の説明にもあったように、条例の中で「みどり」の定義づけがなされていないので、この全体会議の場で行ってはいいいのではないかと思います。あと、景観を守るというのは自然のままを生かすのかそれとも人工的に行っていくのかということも、条例の中に盛り込んで行ければと私は感じました。</p> <p>会 長： ありがとうございます。長年教育現場にいられたので、子供達のことについてたくさんご意見をいただきました。最後の方で条例の中で「みどり」の定義についてきちんと話し合いをした方がいいというご指摘がありましたので、ポイントとして押ささせていただきます。あと条例の文言に関し、景観を守ることに對してどのような表現をすべきなのかというご指摘もありましたので、これも皆さんで充分話し合っ行って行きたいと思っております。あと、E委員も長年教育に携わってこられたので、その経験から何かご意見をお願いしたいのですが。</p> <p>E 委員： 私も現職時代、先程F委員がお話しされてたように、学年花壇というものを</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>設け、学校周辺の美化というものを意識づけるようにしてきました。昔に比べ今の子供達は環境に対する意識が高いように思います。例えば授業の後教室を清掃し終えたら、昔みたいにゴミや塵が落ちているというようなことはほとんどないように思えます。逆に子供達より大人の方が環境に対する意識が低いように思えるんです。そこをどうするかというのが非常に大きな問題で、条例ができて実効性が無いものとなってしまいますし、どうするかというと、誰がということになり、結局行政と町内会しかないの、見方を変えれば町内会の活動にどうやったら若い人が協力してもらえるのかということになりますし、別な観点から言えば意識の低い大人の方の意識改革をこの条例を通してどのように行って行けばいいのかなということを考えました。</p> <p>会 長： ありがとうございます。今のお話を聞けば、子供達は学校で花植えやゴミ拾いの活動を通して景観・緑化に対する意識が高いので、問題は私共より若い世代の景観・緑化に対する意識の低さにあるようなので、条例の中でこの世代の人達へのアプローチをどのように盛り込んで行くのが重要な課題ではないかと思われま。</p> <p>E 委員： 一つだけ知っていることがあるので、申し上げたいと思います。第1グループの発表内容の中に表彰制度に関することがございますけど、某連合会が毎年クリーンリーダー等まちづくりのために力を尽くしている人達の表彰を行っているの、これは先程の第1グループの発表の中に含まれるのかなと、私は考えております。</p> <p>会 長： ありがとうございます。今のお話は既に表彰制度については、某連合会で行われているということですね。ここまで、お互いそれぞれの発表内容に関する資料を見比べて、理解できない部分はないかと思えます。表現は違うけれどもお互い一致できる部分とか、これは全体で討議を重点的に行わなければいけない部分であるとかが随分と明確になってきたかと思えます。</p> <p>D 委員： これまでのお二方の発表では、リンクする部分も多いのですが、違う部分もあるかと思えます。例えば、先程F委員からご指摘のあった緑化の推進についてですけど、主に園芸種を想定しているというふうに私は感じました。それに対して、A委員による第1グループの発表では在来種と外来種の住み分けをやっていた方がいいのではないかという意見が多く、F委員がおっしゃった「みどり」の定義という基本的なことを話し合えないので、お互いの視点が違うように感じており、これは早急に全体会議で話す必要があると思えます。</p> <p>会 長： 「みどり」の定義について、皆さんで話し合わなければいけないだろうということですね。今日まとまるかどうかわかりませんが、これから「みどり」について話し合って行きましょう。どなたか、ご意見があればお願いいたします。</p> <p>G 委員： 私は素人なので教えていただきたいのですが、保全についてお尋ねしたいの</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ですが、在来種について、地球温暖化に伴い気候変動が起きている現在において、昔はここで育った植物もこれからは育たなくなるといったことも想定されると思います。それを育つように手を加えていくのが保全なのか、それともそれは自然に淘汰されるのは仕方ないと考え、それを育つ場所に移植するのが保全なのか、また本来内地で育つ植物が鳥の移動などに伴い、その種が北海道へ持ち込まれ育っていった場合に、それに対してどう向き合うのかといったことを今から考えておかないと、これから大きな気候変動も予測されるので、何ををもって保全というのかを我々が共通認識として持っていなければならないと思うので、プロの皆さんにぜひ教えていただきたいと思います。</p> <p>A 委員： 気候変動について、当然育つ植物が変化していきますが、自然なことなのでそれはそれでいいと思います。あと外来種の定義についてお話ししたいのですが、気候変動によって入ってきたものは外来種とは呼ばないです。外来種というのはあくまで人の手によって意識的に持ち込まれたものをいいます。従って気候変動によって入ってきたものは、あくまで自然の移り変わりで外来種ではありません。それから、「保全」という言葉ですがこれも「みどり」と同じように定義が必要だと思います。「保全」というのは、自分達がこういうのが良かれと思うように自然を管理して行くことであります。自然保護の中に「保全」という言葉と、その対立軸として「保存」という言葉があります。「保存」というのは、人の手を加えず成り行きにまかせる、そういうのを「保存」といいます。「保全」というのは、極端な言い方をすれば、自然のために自然を保護するのではなくて、人間のために自然を保護するということであります。自然を保護する人の中にも、「保全」の立場の人と「保存」の立場の人がいます。もし「保全」という言葉を使うのであれば、全く人の手を加えないのではなく、人の手を加えながら自分達の都合を優先して自然を守っていくことになります。</p> <p>C 委員： これは思想的な問題も絡んでいて、一言でいうと「保全」というのは人の手を加えた所・人の手を加えるもので、北海道にないのですが、里山というものが生活圈と山との境界線となり、そこは手入れをしないと人間の役に立つという側面がなくなってしまう、保全・保護の観点でいうと結構難しい問題であり、考え方をはっきりさせるのは大変なことだと思います。今、第2・第3グループの資料を見ているんですけど、その中で公園整備という項目がありますが、これを見ますとまず学校区それから川辺・海辺・山岳・公園・花壇、それから先程話しの出た某ホテルの前の池これを観光地と考えたと、7つに色分け出来ると思います。その中でここは保全しようと考えたと、それは狭いエリアの中なら可能なので、出来るだけやっていきたいということになると思います。ただ、そういったエリアの中の花を見て単純に綺麗ですねということだけで終わらせないようにするには、住民意識であるとか環境教育といったものをどう波及させていくかということなんですけども、それで先程から話題となっている「みどり」というものをどう定義して行くのかと同時に見た目綺麗だからいいのではなく、そこにある精神あるいは未来のことを考えた時に、いかに環境を守っていくかということ啓蒙・啓発して行くことは必要だと思うので、そういう活動を自発的に促すような条文を盛り込んで行くことが重要だと思います。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ます。</p> <p>会 長： 最初「みどり」の話しから始まって、今「保全」・「保存」というお話しになりまして、「みどり」とはというお話しがC委員からありました。その「みどり」について更にお話しを進めたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>G 委員： 「みどり」の話しかどうか分かりませんが、先程話しのあったエリア分けの観点からお話しをしますと、学校区や生活圏で「みどり」が少ないところがあるという記載が資料の中にもありましたけど、植樹や植栽の必要があるかもしれないと思いますし、町内会によってはそういう活動に一生懸命取り組んでいるところもあるので、そういった活動の輪を広げて行くのは重要ですし、山岳については保護のエリアであり、そういったことをどう条例に盛り込むかは重要であると思います。私が考えている「みどり」というのは、皆さんが種から植えて花を咲かせることも「みどり」だと思いますし、山の上にある木も「みどり」だと思います。</p> <p>会 長： ありがとうございます。今「みどり」とはというお話しの中で、山岳は保護、生活圏については保全というふうに、エリアで分けて行くものではないかというお話しでした。先程「みどり」とはというお話しの中で、花だけじゃなく生物も「みどり」に含まれるというお話しがあったと思いますが。</p> <p>A 委員： 「みどりの基本計画」における「みどり」とはというところではですね、「みどり」を面として捉えております。私としてはある程度評価できる捉え方だと思っております。一方物足りない部分がありまして、これでは「みどり」は守れないと思っております。「みどり」の基本は植物ですけど、植物の成長には水・空気・土壌が密接に関係します。「みどり」の存在は一方では多くの生き物を育てているのです。また逆に植物も生き物によって育てられている面もあるのです。ご存知のように植物の受粉というのは昆虫の力を借りて行われるものですし、又、野鳥が木の実を食べそれが後に糞となり同時に種がまかれるといったような例もあります。それから植物の成長に欠かせない土壌についても多くの生き物たちが形成に関わっております。こういった部分についての言及がないのが物足りないのであります。</p> <p>会 長： 今のお話しは、植物が生きるためには多くの生き物たちの力が必要であり、それを含めて「みどり」と捉えるべきとの話しですね。それでは、事務局の方から条例について皆さんに様々な説明をしたいということなので、説明の方をしていただきたいと思います。</p> <p>景観法の説明</p> <p>事 務 局： 最初の市民会議で説明させていただきましたが、再度、景観法についての説明をしたいと思っておりますので、お手持ちの資料の景観法の制定背景・概要というところをご覧ください。本日、資料を忘れた方がおりましたら多少の予備を用意しておりますが大丈夫でしょうか。それでは説明をさせていただきます。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>表紙をめくると景観法の成立過程が書かれています。この法律は平成16年6月18日に公布され、同年の12月17日に一部施行、翌年の平成17年6月1日には全面施行となっております。</p> <p>次のページをめくると景観法の成立の背景が書かれておりますが、この法律が制定されるまで、全国で約500の自治体が法律の委任に基づかない自主条例として景観条例を定め、積極的に景観行政を行ってきておりましたが、景観に対する国民共通の基本理念が確立されていなかったことや、自治体の自主的取り組みに対して、国の支援が不十分であったことから、それらを明確に位置付ける必要がありました。また、自主条例で定めていた行為の規制は、勧告止まりであり、ソフトな手法であったことから、法的な強制力を持たせるために制定されております。法では基本的な事項しか記載されておらず、その内容については条例に委任していることから、この法に基づいて策定した条例は委任条例と呼ばれています。</p> <p>次のページに基本理念や国民・事業者・行政の責務について記載しておりますが、これらについては、法の2条から6条に書かれていますので省略させていただきます。</p> <p>次は景観行政団体について説明したいと思います。「景観行政団体」とは、景観法に基づいた多くの景観施策を実施する自治体のことであることから、この法律に基づく色々な施策を実施するためには、まずは景観行政団体になる必要があります。景観行政団体の仕組みですが、今までは、都道府県や市町村が独自の景観行政を行ってきておりましたが、二重の景観行政を避けるために、1つの行政区域には、1つの地方公共団体が責任を持つこととしております。</p> <p>都道府県や政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体となりますが、その他の市町村でも都道府県との協議・同意によりなることが出来ます。本来であれば地域に密着した市町村が担うことが望ましいと考えられておりますが、景観行政を担うほどの資源と能力に乏しいところも少なくないということもあり、都道府県が担っている現状があります。現在道内では、北海道を除くと13の市や町が景観行政団体となっております。そのため、それら13の市町の区域を除く道内全域は、北海道が景観行政団体となり、景観行政を行っております。</p> <p>次のページに景観計画について記載しておりますが、景観行政団体になると、景観法に基づいた景観づくりのための方針や、行為の制限に関する事項などについて定めた「景観計画」を定めることが出来ます。真ん中あたりから下段にかけて、景観計画に定める事項が書かれています。</p> <p>必須事項として、まず1点目に「景観計画区域」があります。これは、この景観計画の対象となる区域のことであり、良好な景観の形成を図る区域であります。多数の区域を設定することも可能ですし、市内全域を景観計画区域とすることも可能であります。</p> <p>2点目は「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」ですが、これは、簡単に言えば景観の目標像であり、自由に記述することが可能です。</p> <p>3点目は、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」であります。これが先程説明した法的な強制力を持たせると言った部分にあたると思われます。基本的には、建築物や工作物などを建設する場合や、外観が変更となる修繕などをする場合には規制の対象とし、届出が必要となります。例えば形</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>態意匠の制限であったり、高さの規制や壁面の位置などについても制限をかけることが出来、特に形態意匠の部分については変更命令も可能となっております。また、これらの届出の対象範囲を条例により追加したり、除外することも可能であります。個人的な意見になるかも知れませんが、強制力を持たずという観点から考えると、委任条例にする意味がある部分だと思います。</p> <p>4点目は「景観重要構造物又は景観重要樹木の指定の方針」とありますが、これは景観計画区域内にある優れた外観を有する建築物を保護することを目的としており、同様に樹木について指定することが可能であります。</p> <p>その他、必要に応じて選択事項を定めることも可能であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>会 長： ただ今、事務局より自主条例及び委任条例についての説明がありましたが、何か質問等ございますでしょうか。</p> <p>A 委 員： 今の説明の内容によると、登別市も「景観行政団体」にならないと、これから我々が制定を目指す条例が、きちんと機能しないように思えるのですが。</p> <p>事 務 局： より厳しい制限をかけるという事であれば、そうなるかと思えます。</p> <p>A 委 員： 委任条例、自主条例の選択が必要となるということでしょうか。</p> <p>事 務 局： 両方の組み合わせも可能ですが、今後、策定作業を進める上で選択していかなければならないと思えます。</p> <p>会 長： まだ何か質問のある方は、いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。それでは、次回の会議についてですが、後日、文書で日時等をご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。皆さん長時間ご苦労さまでした。</p>
-----------------------	--